

○ 労働金庫法施行規則（昭和五十七年 大蔵省 労働省 令第一号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）</p> <p>第五条 次に掲げる規定に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。</p> <p>「一〇十四 略」</p> <p>「号を削る。」</p> <p>2   銀行法第五十二条の五十一第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める方法は、同項の電磁的記録に記録された事項又は当該電磁的記録に記録された事項を掲載したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）を紙面又は映像面に表示する方法とする。</p> <p>（割合の算定）</p>	<p>（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）</p> <p>第五条 「同上」</p> <p>「一〇十四 同上」</p> <p>十五   銀行法第五十二条の五十一第二項「項を加える。」</p> <p>（割合の算定）</p>

第八十二条の十七 法第八十九条の十三第一項第八号の割合の算定は、同項の申請をしようとする者に対して業務規程（同項第七号に規定する業務規程をいう。以下この条、次条第一項及び第五十二条の二十九第二項において同じ。）の内容についての異議の有無並びに異議がある場合にはその内容及び理由を記載した書面（次条において「意見書」という。）を提出して手続実施基本契約（法第八十九条の十三第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下同じ。）の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（銀行法第五十二条の六十七第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（銀行法第五十二条の六十七第三項の規定によりその内容とするものでなければならずとされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた金庫の数を当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日（二以上の日にわたつて交付し、又は送付した場合には、最も遅い日。第五百五十二条の二十において同じ。）に金融庁長官及び厚生労働大臣により公表されている金庫（次条及び第五十二条の二十一第二項において「全ての金庫」という。）の数で除して行うものとする。

（届出事項）

第八十三条 法第九十一条第一項第六号に規定する内閣府令・厚生労働

第八十二条の十七 法第八十九条の十三第一項第八号の割合の算定は、同項の申請をしようとする者に対して業務規程（同項第七号に規定する業務規程をいう。以下この条、次条第一項及び第五十二条の二十九第二項において同じ。）の内容についての異議の有無並びに異議がある場合にはその内容及び理由を記載した書面（次条において「意見書」という。）を提出して手続実施基本契約（法第八十九条の五第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下同じ。）の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（銀行法第五十二条の六十七第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（銀行法第五十二条の六十七第三項の規定によりその内容とするものでなければならずとされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた金庫の数を当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日（二以上の日にわたつて交付し、又は送付した場合には、最も遅い日。第五百五十二条の二十において同じ。）に金融庁長官及び厚生労働大臣により公表されている金庫（次条及び第五十二条の二十一第二項において「全ての金庫」という。）の数で除して行うものとする。

（届出事項）

第八十三条 「同上」

働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇二二三 略

二四 削除

二五 略

2 法第九十一条第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 略

三 削除

四〇六 略

3 略

4 金庫、労働金庫代理業者又は労働金庫電子決済等代行業者は、法第九十一条第一項から第三項までの規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に掲げる書面）を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣等に提出するものとする。

一 略

二 「号を削る。」

三 略

四 略

一〇二二三 同上

二四 金庫が銀行法第二十一条第一項又は第二項の規定により作成した書面（銀行法第二十一条第三項の規定により作成された電磁的記録を含む。）について縦覧を開始した場合

二五 同上

2 同上

一・二 同上

三 銀行法第五十二条の五十一第一項の規定に基づき同項に規定する書面（銀行法第二十一条第三項の規定により作成された電磁的記録を含む。）について、縦覧を開始した場合

四〇六 同上

3 同上

4 金庫、労働金庫代理業者又は労働金庫電子決済等代行業者は、法第九十一条第一項から第三項までの規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に掲げる書面）を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣等に提出しなければならない。

一 同上

二 第一項第二十四号に掲げる場合 同号に規定する書面

三 同上

四 同上

〔5〕8 略〕

(預金者等に対する情報の提供)

第八十六条 金庫は、銀行法第十二条の二第一項の規定により預金者等に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

〔一〕三 略〕

四 商品の内容に関する情報のうち次に掲げる事項(以下この条において「商品情報」という。)を記載した書面を用いて行う預金者等の求めに応じた説明及びその交付

〔イ〕リ 略〕

又 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

- (1) 指定紛争解決機関(法第八十九条の十三第一項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。以下この号、第百十四条第一項第四号二及び第百五十二条の二十四第十八号において同じ。)が存在する場合 当該金庫が銀行法第十二条の三第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

(2) 〔略〕

ル 〔略〕

五 次に掲げるものと預金等との組合せによる預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、預

〔5〕8 同上〕

(預金者等に対する情報の提供)

第八十六条 〔同上〕

〔一〕三 同上〕

四 〔同上〕

〔イ〕リ 同上〕

又 〔同上〕

- (1) 指定紛争解決機関(法第八十九条の十三第一項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。以下この号、第百十四条第一項第四号二及び第百五十二条の二十四第一項第十八号において同じ。)が存在する場合 当該金庫が銀行法第十二条の三第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

(2) 〔同上〕

ル 〔同上〕

五 〔同上〕

入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないことその他当該商品に関する詳細な説明

〔イ〜ニ 略〕

ホ 金融商品取引法第二条第二十一項第一号に掲げる取引又は外国金融商品市場における同号に掲げる取引と類似の取引（同条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに同項第三号及び第五号に掲げる有価証券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものに限る。）（次条第一項第二号及び第百五十二条の二十四第十三号ホにおいて「国債証券等」という。）並びに同法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第一号の性質を有するものに限る。）

六 〔略〕

〔2〜4 略〕

（金銭債権等と預金等との誤認防止）

第八十七条 〔略〕

2 〔略〕

3 金庫は、その事務所において、第一項に掲げる商品を取り扱う場合には、前項第一号から第三号までに掲げる事項を当該事務所内において顧客の目につきやすい場所に適切に掲示しなければならない。

（休日の承認の申請等）

〔イ〜ニ 同上〕

ホ 金融商品取引法第二条第二十一項第一号に掲げる取引又は外国金融商品市場における同号に掲げる取引と類似の取引（同条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに同項第三号及び第五号に掲げる有価証券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものに限る。）（次条第一項第二号及び第百五十二条の二十四第一項第十三号ホにおいて「国債証券等」という。）並びに同法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第一号の性質を有するものに限る。）

六 〔同上〕

〔2〜4 同上〕

（金銭債権等と預金等との誤認防止）

第八十七条 〔同上〕

2 〔同上〕

3 金庫は、その事務所において、第一項に掲げる商品を取り扱う場合には、特定の窓口において取り扱うとともに、前項第一号から第三号までに掲げる事項を顧客の目につきやすいように当該窓口に掲示しなければならない。

（休日の承認の申請等）

第一百十条 金庫は、令第六条第二項第二号の規定による休日の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣等に提出するものとする。

「一・二 略」

2 金融庁長官及び厚生労働大臣等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

「一・二 略」

「号を削る。」

3|| 金庫は、令第六条第二項第二号の規定による休日の承認を受けたときは、次に掲げる事項を当該承認に係る事務所の店頭に掲示するものとする。

一 令第六条第一項各号及び第二項第一号に掲げる日以外の休日

二 前号の休日の実施期間（実施期間を設定する場合に限る。）

三 当該事務所の最寄りの事務所の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先

（特定労働金庫代理業者の休日の承認の申請等）

第百四十二条の二 特定労働金庫代理業者は、令第七条の二第二項第

二号の規定による休日の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等及び厚生労働大臣に提出するものとする。

一 理由書

第一百十条 金庫は、令第六条第二項第二号の規定による休日の承認を

受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣等に提出しなければならない。

「一・二 同上」

2 「同上」

「一・二 同上」

三|| 当該申請に係る事務所が当座預金業務を行っていないこと。

「項を加える。」

「条を加える。」

二 令第七条の二第三項の規定による掲示の方法を記載した書面  
2 金融庁長官等及び厚生労働大臣は、前項の規定による承認の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 金融機関相互間の内国為替取引を通信回線を用いて処理する制度の運営に支障を及ぼすおそれがないこと。

二 当該申請に係る営業所又は事務所の顧客の利便を著しく損なわないこと。

3 特定労働金庫代理業者は、令第七条の二第二項第二号の規定による休日の承認を受けたときは、次に掲げる事項を当該承認に係る営業所又は事務所の店頭に掲示するものとする。

一 令第七条の二第一項に定める日以外の休日の実施期間（実施期間を設定する場合に限る。）

二 当該営業所若しくは事務所の最寄りの営業所若しくは事務所又は当該特定労働金庫代理業者の所属労働金庫の事務所の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先

（特定労働金庫代理業者の業務取扱時間等）

第四百四十三条 「略」

〔2・3 略〕

4 特定労働金庫代理業者は、前項の規定による業務取扱時間の変更をするときは、次に掲げる事項を当該営業所又は事務所の店頭に掲示するものとする。

第四百四十三条 「同上」

〔2・3 同上〕

4 特定労働金庫代理業者は、前項の規定による業務取扱時間の変更をするときは、次に掲げる事項を当該営業所又は事務所の店頭に掲示しなければならない。

一 「略」

二 当該営業所若しくは事務所の最寄りの営業所若しくは事務所又は当該特定労働金庫代理業者の所属労働金庫の事務所の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先

5 「略」

6 労働金庫代理業者は、労働金庫代理業を行う営業所又は事務所ご  
とに、公衆の見やすい場所に、休日及び業務取扱時間を掲示するものとする。

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第百五十二条の二十二 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 第百五十二条の二の三十一第二号に掲げるもの(同条第一号又は第三号に掲げるものに該当するものを除く。以下「外貨預金等」という。)に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約について準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項並びに第百五十二条の二十四第一号、第十一号、第十七号及び第十八号に掲げる事項を、第百五十二条の二十に規定する方法に準ずる方法により記載した書面(以下「外貨預金等書面」という。)を交付している場合(当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。)

一 「同上」

二 当該営業所又は事務所の最寄りの営業所若しくは事務所又は当該特定労働金庫代理業者の所属労働金庫の事務所の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先

5 「同上」

6 労働金庫代理業者は、労働金庫代理業を行う営業所又は事務所ご  
とに、公衆の見やすい場所に、休日及び業務取扱時間を掲示しなければならぬ。

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第百五十二条の二十二 「同上」

一 第百五十二条の二の三十一第二号に掲げるもの(同条第一号又は第三号に掲げるものに該当するものを除く。以下「外貨預金等」という。)に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約について準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項並びに第百五十二条の二十四第一項第一号、第十一号、第十七号及び第十八号に掲げる事項を、第百五十二条の二十に規定する方法に準ずる方法により記載した書面(以下「外貨預金等書面」という。)を交付している場合(当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。)



〔二・三 略〕

四|| 一の特定預金等契約の締結について、金庫及び当該金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者がともに準用金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定により顧客に対し契約締結前交付書面を交付しなければならない場合において、当該金庫又は当該労働金庫代理業者のいずれかが当該顧客に対しこれを交付しているとき。

〔2～4 略〕

（契約締結前交付書面の記載事項）

第二百五十二条の二十四 〔略〕

〔項を削る。〕

〔二・三 同上〕

〔号を加える。〕

〔2～4 同上〕

（契約締結前交付書面の記載事項）

第二百五十二条の二十四 〔同上〕

2||

一の特定預金等契約の締結について金庫及び労働金庫代理業者が準用金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定により顧客に対し契約締結前交付書面を交付しなければならない場合において、いずれか一の者が前項各号に掲げる事項を記載した契約締結前交付書面を交付したときは、他の者は、同項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面に同項各号に掲げる事項を記載することを要しない。

（契約締結時交付書面の記載事項）

第二百五十二条の二十五 特定預金等契約が成立したときに作成する準用金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面（次条において「契約締結時交付書面」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

第二百五十二条の二十五 特定預金等契約が成立したときに作成する準用金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面（次項及び次条において「契約締結時交付書面」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

「一〇十一 略」

「項を削る。」

(契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

第二百五十二条の二十六 契約締結時交付書面に係る準用金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一〇三 略」

四 一の特定預金等契約の締結について、金庫及び当該金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者がともに準用金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により顧客に対し契約締結時交付書面を交付しなければならない場合において、当該金庫又は当該労働金庫代理業者のいずれかが当該顧客に対しこれを交付しているとき。

「二〇四 略」

「一〇十一 同上」

2

一の特定預金等契約の締結について金庫及び労働金庫代理業者が準用金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定により顧客に対し契約締結時交付書面を交付しなければならない場合において、いずれか一の者が前項各号に掲げる事項を記載した契約締結時交付書面を交付したときは、他の者は、同項の規定にかかわらず、契約締結時交付書面に同項第二号から第七号までに掲げる事項を記載することを要しない。

(契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

第二百五十二条の二十六 「同上」

「一〇三 同上」

「号を加える。」

「二〇四 同上」

別紙様式第 12 号 (第 128 条関係)

← 29.7cm 以上 →

労働金庫代理業者許可票

労働金庫代理業

許可番号 金融庁長官 ( ) 第 号

(財務(支)局長)

厚生労働大臣 ( ) 第 号

(労働金庫代理業者の商号、名称又は氏名)

(所属労働金庫の名称)

↑ 20 cm 以上 ↓

(記載上の注意)

- 1 「所属労働金庫の名称」には、所属労働金庫（労働金庫法（以下「法」という。）第 89 条の 3 第 3 項に規定する所属労働金庫をいう。以下同じ。）の名称を記載すること。二以上の所属労働金庫があるときは、全ての所属労働金庫の名称を記載すること。  
[2・3 略]

別紙様式第 12 号 (第 128 条関係)

← 30cm 以上 →

労働金庫代理業者許可票

労働金庫代理業

許可番号 金融庁長官 ( ) 第 号

(財務(支)局長)

厚生労働大臣 ( ) 第 号

(労働金庫代理業者の商号、名称又は氏名)

(所属労働金庫の名称)

↑ 20 cm 以上 ↓

(記載上の注意)

- 1 「所属労働金庫の名称」には、所属労働金庫（労働金庫法（以下「法」という。）第 89 条の 3 第 3 項に規定する所属労働金庫をいう。）の名称を記載すること。二以上の所属労働金庫があるときは、すべての所属労働金庫の名称を記載すること。  
[2・3 同左]

備考 表中の [ ] の記載及び対象規定の「」(下線を付した標記部分を除く全体に付した横線は注記による。

附 則

この命令は、平成三十年八月十六日から施行する。